

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

本市では、平成15年3月に「長岡京市地域健康福祉計画」を策定し、地域の生活課題に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組んでいます。

近年の急速な少子・高齢化や核家族化の進行、家庭機能の変化、都市化の進行や個人の価値観が多様化するなどによって、地域の相互扶助機能が弱体化するなど、社会環境も年々変化してきています。

さらには、回復の傾向が見え始めたといえども、長引いた経済不況の影響による社会・経済環境の変化の中で、青少年や中高年者の生活不安や家族愛の崩壊による家庭内暴力、児童虐待など、複雑多様化した生活上の課題が現れてきています。

これからの社会福祉は、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、その人らしく安心して自立生活を営むことができる地域社会の構築が一層重要となっています。

本市では、「長岡京市地域健康福祉計画」の基本理念を継承しながら、基本理念の実現に向けて中期計画を策定するものです。

#### **長岡京市地域健康福祉計画**

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、本市では福祉分野に加え、広く保健、医療分野も含めた計画として、地域健康福祉計画と称しています。

本計画は、高齢者福祉計画、障害者(児)福祉計画、児童育成計画、保健計画といった各分野の個別計画において共有する理念、重点施策、主要施策を取りまとめたものであり、これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ね、より実現可能な体制としています。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、長岡京市地域健康福祉計画の中期計画です。

本計画は、「長岡京市第3次総合計画」の中の福祉・保健・医療に関する分野別計画であるとともに、この分野の中核的な計画です。したがって、本計画では、高齢者福祉計画、障害者(児)福祉基本計画、次世代育成支援行動計画、新保健計画といった、この分野の個別計画において共有する理念、重点施策等を取りまとめたものであり、これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ねられるものとします。また、本計画には、地域福祉の個別施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成15年度を初年度とし、「長岡京市第3次総合計画基本構想」の最終年度である平成27年度を目標年度とする13年間であります。

中期計画は、平成18年度～平成22年度の5年間を期間とし、期末に見直しを行いません。

## 第2章 地域健康福祉に関する時代潮流

### ■少子・高齢化の進行

少子化傾向が続く中、社会全体として生産年齢人口の減少による経済への影響や高齢化と相まって社会保障の負担の増大などが懸念されます。少子化の背景には、社会構造、労働環境、家庭生活の価値観など、多様な要素が関係していると考えられ、広い視点から安心して子どもを生み育てることのできる社会環境を整えることが必要となっています。

また、わが国ではどの国も経験したことのないスピードで高齢化が進んでおり、21世紀中頃には3人に1人が65歳以上という超高齢社会が予測され、これまで以上に高齢者福祉に対する社会の意識が高まっています。これに備え、高齢者が暮らしやすい生活環境を創出するとともに、高齢者が誇りと生きがいをもって過ごせる自立と社会参加を基礎とした活力ある長寿社会を築くことが重要となっています。

本市の高齢化率(65歳以上)は、平成15年10月現在、15.9%(12,346人)であったものが、平成16年10月現在では、16.4%(12,797人)に、平成17年10月現在では17.1%(13,402人)と人数、率とも着実に増加の傾向を示しています。

地域健康福祉計画では平成19年に19.3%を推計していますが、ほぼ推計どおりの高齢化率に達すると予測されます。

一方、本市の14歳以下の人口は、平成15年10月現在で、13.8%(10,732人)であり、平成16年10月現在では、13.9%(10,799人)に、平成17年10月現在では13.8%(10,828人)と率、人数ともほぼ横ばいの状況となっています。

総務省統計局による人口推計月報平成17年10月確定値によると65歳以上人口20.0%となっており、本市の高齢化率は下回ってはいるものの、将来的に追いつくことが予測されます。また、14歳以下人口は、ほぼ同じの13.7%となっています。

長岡京市の人口推移

	平成15年		平成16年		平成17年	
	人	%	人	%	人	%
総人口	77,873		77,931		78,282	
高齢者人口	12,346	15.85	12,797	16.42	13,402	17.12
14歳以下人口	10,732	13.78	10,799	13.86	10,828	13.83

各年10月1日現在

### ■地球環境の時代

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済システムの中で、地球温暖化、オゾン層破壊、自然破壊、都市型生活公害など、地球規模から地域にいたるまで、環境問題が深刻化してきています。

このように環境問題が深刻化する中で、市民の環境に対する関心は、地球環境問題も含めて

ますます高まってきています。

世界的にみても、地球環境の保全や循環型資源利用の推進のため、国際的な取り組みの強化に向けた動きが強まっています。

このため、今後は環境に対して、省エネルギー化と自然エネルギーの活用、ごみの減量とリサイクルなどにより、市民生活や事業活動などを環境への負荷の少ないものに変えるだけでなく、人間を含めた様々な生物が共存できる環境をつくり出す「環境共生」のまちづくりの取り組みを市民、事業者、行政が協働してより進めることが重要になっています。

## ■高度情報化社会の発展

情報通信技術が急速に発達する中、インターネットのように地球的規模で時間や距離の制約を越えて国内外の情報を手に入れたり、コミュニケーションの手段として利用することができるようになり、あらゆる面で情報化が及ぼす影響は大きなものになりました。

日常生活においては情報ネットワークを介して各種サービスの利用を可能にし、産業面においてもコンピューターを使った在宅勤務や商取引が行なわれるなど、様々な分野において情報通信技術の活用が一層進むと考えられます。

今後は、光ファイバー網の整備やより使いやすい機器の開発・普及などのハード面での課題、プライバシー保護などの情報流通に関するルールづくりなどソフト面での対応が急がれています。

## ■国際化の進展

地球規模での環境、食料、資源、エネルギーなどの有限性の表面化、交通・通信技術の発達による時間と距離の制約が克服された人・もの・情報の交流の発展など、地球全体が一つの圏域となりつつあり、国内の問題が地球規模での問題とつながる傾向が強くなってきています。特に、環境問題に関しては、地球環境の保全と循環型資源利用を推進するための国際的な枠組みが強化されていくと考えられます。

また、世界を舞台とする人々の活動が活発となり、経済分野のみならず、学術、文化、スポーツなどあらゆる分野において、地球規模の交流が広がっています。このように地球規模で物事を考え、交流を深めていく中で、人と人が国境を超えた協力関係を築いていくことが必要とされており、地域においてもそれぞれのもつ特性をいかし、国際的な役割を担っていくことが期待されています。

## ■価値観・ライフスタイルの多様化

基本的人権が尊重され、人の命が輝く社会を目指し、ノーマライゼーションのまちづくりや男女共同参画社会の実現など、あらゆる面で個人が尊重されなければなりません。と同時に個人は自ら考え、責任をもって行動できる自立性を身に付けていく必要があるといえます。

また、経済の変化、文化の動向等により、個人の生活様式も多様化し、これまでに培われて

きた画一的、横並び志向の制度や慣行も個人の選択の幅を狭くするなど、時代の変化に対応できなくなってきている面も見られます。今後は、だれもが自らの考えで活動できる社会を築き上げるため、多様な選択肢の提供と均等な機会の確保を進め、自由な価値観のもとで新しい文化や生活様式を創造していくことが求められます。

## ■地方自治の発展

社会システムが変容し、時代が大きく動こうとする中で、市民による行政へのニーズも複雑で多様なものとなってきており、これまでの中央集権型の行政システムでは市民ニーズに対応することが難しくなっています。そのため、地域の声を最大限にいかすことができる行政システムを構築していくことが求められる中、「地方分権一括法」が成立し、国と地方自治体の役割が一定整理されました。このことによって、地域の実情に応じたきめ細かな政策を進めていくことが可能となる一方で、自治体の役割は多岐にわたり、その責任はますます重くなってきています。

今後、地方分権がさらに進むと予想され、暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、地方自治体が自立性を高め、近隣都市などと主体的に連携を強めていくことが必要となります。さらに、地域においても市民や企業、団体などと協力し、個性豊かで活力ある地域づくりを進めていかなければなりません。

また、近年では「三位一体改革」として、地方税・補助金・地方交付税の改革が進められており、地方自治体は限られた財源の中で創意工夫を凝らして、個性ある地域づくりを進めていくことが求められています。

## ■交流・連携の時代

広域交通網や高速交通手段、ITや情報通信ネットワーク等の整備・充実を背景に、国境や地域を超えた多様な交流・連携を支える基盤は着実に整備されつつあります。交流・連携は、それぞれの地域条件を媒介にしながら、お互いの潜在的な魅力を増強させたり、相互に補完し合うことで、それぞれの地域の課題克服や活性化をもたらすと考えられます。

特に多自然居住地域を目指す地域においては、都市部との交流・連携を進めることで都市の持つ利便性や生活面の高次機能を享受することができ、逆に都市部では豊かな自然環境や伝統文化等とふれあう機会が増加するなど、それぞれの地域に大きな効果が期待できます。

このため、21世紀においては、それぞれの地域が有する恵まれた資源を最大限に生かし、個性と創造力を発揮しながら、さまざまな場面において、性別、世代、障害の有無、業種、地域、民族、国籍等を超えた多様な「交流と連携」を進めていくことが大切です。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1. 基本理念（将来像）

長岡京市第3次総合計画における「福祉・保健・医療」の主要テーマである「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念として設定し、基本理念を具現化したものとして「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を将来像に設定しています。

#### ■長岡京市第3次総合計画 第2期基本計画の構成

第2期基本計画における地域健康福祉に関する部分は、第1章に規定され、その構成は下記のとおりです。

第1期基本計画	第2期基本計画
第1章福祉・保健・医療 (誰もが安心して暮らせるまちづくり)	第1章 福祉・保健・医療 (誰もが安心して暮らせるまちづくり)
第1節 地域福祉の推進	第1節 地域福祉の推進
第2節 児童の健やかな育成	第2節 児童の健やかな育成
第3節 高齢者福祉の推進	第3節 高齢者福祉の推進
第4節 障害者（児）の援護	第4節 障害者（児）の援護
第5節 勤労者福祉の充実	第5節 生活の安定と自立支援 (勤労者福祉の充実を含む)
第6節 生活の安定と自立支援	第6節 保健・医療の充実
第7節 保健・医療の充実	第7節 保険事業の充実（新規）

第1期基本計画、第2期基本計画とも、1章7節から構成されていますが、第1期基本計画第5節「勤労者福祉の充実」が第2期基本計画の第5節「生活の安定と自立支援」中の施策に位置づけられ、第7節に「保険事業の充実」が新設されたのが変更点となっています。

#### ■地域健康福祉計画との関連

地域健康福祉計画は、長岡京市第3次総合計画における「福祉・保健・医療」に関する分野別計画であるとともに、この分野の中核的計画であります。上位計画であります第3次総合計画第2期基本計画において、地域健康福祉計画に関する考え方、取り組みについて大きな変動はなく、本計画に掲げられている基本構想、基本計画、施策の取り組みについて、一部見直しを図りながら継続して推進していくこととします。

児童福祉分野では、「次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」ことを基本理念として、平成17年3月に策定された「長岡京市次世代育成支援行動計画～新・健やかプラン～」に基づき、

(1)子どもを生み、育てやすい環境づくり、(2)子育てと仕事を両立できる環境づくり、(3)地域で支える子育ての環境づくり、(4)次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり、を基本目標に据え、諸施策の推進に取り組んでいます。

障害者福祉分野では、第3次障害者(児)福祉基本計画が策定され、(1)ふれあい、わかりあい、支えあいのまちづくりの推進、(2)住みなれた地域での生活支援、(3)就労やレクリエーション活動を通じた社会参加の支援、(4)早期療育・発達支援を促進し、適切な保育教育の実施、(5)安心して暮らせる保健・医療施策の推進、(6)地域の基盤整備、を基本目標として、施策の推進を図っていきます。

高齢者福祉分野では、第4次高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画が策定され、(1)『地域』《見守りあい支え合える共同体をめざして、(2)『参加』《生活の質の向上のために》、(3)『予防』《高齢者の自立支援体制づくりのために》、(4)『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》、を基本目標としています。

特に、高齢者を地域全体で支える体制として、「地域包括ケアシステム」が構築され、その拠点となる「地域包括支援センター」が、地域の高齢者福祉の中核的な機関としての役割を果たすことになっています。

健康・保健分野では、従来からの新保健計画をもとに、市民の健康づくりに関する意識や関心を高め、市民の自主的な健康づくり活動を支援していきます。

## 2. 基本視点

基本理念(将来像)を具現化するための各施策において共通する考え方を基本視点とし、

- (1) 地域“愛”(このまちが好き)、人間“愛”(人が好き)、自己“愛”(自分も大切にす  
る)に根ざした「健康福祉文化」の創造
- (2) 住民の主体的な参画と官民のパートナーシップに基づく、地域生活支援の新しいスタ  
イルの構築
- (3) 当事者による主体的な選択を支える環境づくり

の3項目としています。

## 3. 基本目標

生活課題を解決するための基本目標に

- A. 「ながおきょう“あい(愛)”コミュニティ」の形成
- B. 福祉・保健・医療のネットワークづくり
- C. 住民の生活支援の充実
- D. 地域健康福祉の推進基盤の充実

の4項目を掲げ、継続して具体的な施策の柱とします。

## 第4章 基本計画（施策の展開）

基本目標に基づく基本計画は、前期計画を継続することを基本としながら、関係法令の制定・改正や事業の終了等により、施策について見直しが必要な場合は見直しを行なっています。

### A. 「ながおかきょう“あい”（愛）コミュニティ」の形成

#### 1. 住民における福祉的課題の共有と「福祉の風土」の形成

##### ■地域（まち）を知る機会の充実

地域を大切にする（愛する）気持ちを育むため、学校教育や社会教育等及び地域での行事、イベントなどの場を通じて、本市や地域社会の魅力、誇り、問題点、さらにはそこに住んでいる住民が抱えている生活課題等を知り、理解し、共有化する機会の充実・支援に努めます。

##### ■福祉教育等の充実

福祉施設等を見学し高齢者、障害者、幼児等とのふれあいをもつ教育をはじめ、ボランティア体験なども積極的に取り組み、学習の成果として学習したことを実践につなげていけるような教育の推進に努めます。

##### ■学校における障害児教育の推進

障害のある子どもの障害の状態、発達段階、特性などに応じ、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図りながら、個性や能力の伸長に努めます。

また、そのために就学指導委員会においては、教育・医療・福祉等の関係機関との連携を密にし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導計画のもとに充実した指導ができるよう、教職員の専門性の向上に努めます。

##### ■地域社会とのパイプ役となる教職員の育成

学校における福祉教育をより有効なものにするため、学校教育現場で福祉関係機関、地域社会・市民参加の促進等とのパイプ役となる教職員の育成に努めます。

#### 2. 当事者グループ等の育成

##### ■同じ生活課題を抱える人どうしのマッチング

同じような生活課題を抱えている人々の仲間づくりを支援するため、各種相談機関等において日常的に、当事者グループ等に関する情報入手に努めるとともに、各機関の連携を強化して、

同じような生活課題を抱えている人々（或いは、当事者グループ）に関する情報の交換を図ります。また、必要に応じて、対象者とのマッチングを図ります。

#### ■当事者グループ活動の活性化支援策

当事者グループ等からニーズを把握しながら、グループ活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

福祉サービス事業への参入や自らが社会参加を促進するための新たな事業化等への支援を行います。

### 3. ボランティア活動等の推進

#### ■ボランティアコーディネート機能の強化

ボランティアを“したい人”と“探している人”とのマッチングを支援するため、長岡京市社会福祉協議会にあるボランティアセンター、教育委員会生涯学習課の「生涯学習ボランティア登録制度」等のコーディネート機能の連携を図るとともに、融合方策について検討していきます。

また、そのプロセスにおいて、IT等を活用した、多様な形態のボランティアに関する“したい人”と“探している人”とのマッチングや、“したい人”どうしの仲間づくり等のシステムについても検討していきます。

#### ■ボランティア講座等の充実

ボランティア活動についての知識を得たり、また、本市の地域健康福祉活動の担い手を養成したりするため、長岡京市社会福祉協議会が主催又は後援している各種ボランティア講座の充実に向けて支援します。

#### ■地域健康福祉コーディネート機能の推進

地域健康福祉活動に関する各種機関等の連携・調整を図り、活動全体をコーディネートできる人材を、ボランティア活動の中から、或いは、ボランティア講座等を通じて発掘（養成）し、コーディネーター育成に向けて研修等を行ないます。

また、人材だけでなく、このようなコーディネートが可能な機関として、ボランティアセンターへの支援を中心として、コーディネーター機能の向上を図ります。

### 4. 地域生活支援システムづくりの推進

#### ■「自助 - 互助 - 共助 - 公助」支援システムの構築

市民が抱える生活課題への支援として、総合生活支援センターが開設されましたが、地域社会における自助や互助が有効に機能するとともに、必要に応じてNPOやボランティア等による



支援につなげたり、自助、互助、共助で対応が困難な場合には行政による支援（公助）につなげていくことなどで、幅広い生活課題に対応できる支援システムの構築に努めていきます。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援事業の実施に向けての取り組みとあわせて、相談事業の充実を図っていきます。

こうした「自助 - 互助 - 共助 - 公助」支援システムの拠点として、地域社会ごとに（仮）地域健康福祉プラットフォームの設置について検討していきます。

### ■災害時の支援体制の充実

災害時等における一時緊急的な安全確保を図るため、住民一人ひとりに、とりあえず自力で安全を確保できるだけの準備をすすめるとともに、準備していたにもかかわらず自力での安全確保が困難になる場合も想定して、地域社会において、高齢者、乳幼児、障害のある人、外国人市民など災害時に大きなハンディキャップを持った人々のリスト化を、プライバシーに配慮しながら進めます。また、自主防災組織と連携し、災害弱者の把握に努め、安否確認や避難体制の充実を図ります。

### ■緊急時の支援体制の推進

やむを得ない事由により一時的に自助が困難になった場合、児童虐待やドメスティック・バイオレンス等で人権が著しく侵害されたり、身体や生命等に危険が及んだりする場合の対応策として、既存のショートステイサービスの対象者でない市民をも対象としたショートステイ的なサービス、緊急避難を受け入れるサービス等の可能性について検討するとともに、必要に応じて関係機関に働きかけます。

### ■小地域ネットワーク活動への支援の充実

長岡京市社会福祉協議会において、ふれあいのまちづくり事業の一環として実施している小地域ネットワーク活動は、今後「自助 - 互助 - 共助 - 公助」支援システムにつながる可能性を秘めた取り組みであり、活動範囲の拡大やそれに伴うリーダー養成等に向けた支援を行なっていきます。

## B. 福祉・保健・医療のネットワークづくり

### 1. 福祉サービス等支援事業の充実

#### ■子育て支援の充実

子育て支援については、「長岡京市次世代育成支援行動計画」に基づき推進します。

子育てをする家庭、それらを支える地域社会が主役であるとの認識に立ち、「子育て」、「子育て」、「親育ち」、そして「地域育ち」を応援します。また、子育て家庭への支援を通じて、子どもを産み育てやすい環境を創出するとともに、子どもの育ちはあくまで子どもが主体であるとの認識のもと、子どもの育ちを周囲の大人や地域が支えるという支援のありかたを踏まえます。加えて、子育てに励む親への支援や親子を取り巻く地域の自主的な取り組みを促進します。

#### ■在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスについては、要介護等の高齢者や障害者が地域社会の中で、自立した日常生活を営めるよう、その充実に努めていきます。

高齢者を対象とした在宅福祉サービスについては「長岡京市第4次高齢者福祉計画」（平成18年3月策定。）に基づき、計画的にその充実に向けて取り組みます。

特に要支援者（要支援1及び2に認定された高齢者）および要介護者（要介護1～5に認定された高齢者）を対象とした居宅サービスについては、「長岡京市第3期介護保険事業計画」（平成18年3月策定。）に基づき推進します。

また、障害者を対象とした在宅福祉サービスについては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム（生活ホーム）事業を柱にしながら、社会参加やコミュニケーション等についても本人の希望を踏まえ自立生活に向けた支援の充実に努めます。

#### ■施設福祉サービスの充実

施設福祉サービスについては、対象とする市民の動向、抱えている生活課題の種類や程度、ニーズ等に応じて、行財政の問題等を考慮しながら、民間事業者も含めて各福祉施設の整備・充実に図ります。また、広域で取り組む必要がある施設については、関係自治体と連携しながら推進します。

なお、要介護高齢者を対象とした施設サービスについては、「長岡京市第4次高齢者福祉計画・長岡京市第3期介護保険事業計画」に基づき、計画的にその充実に向けて取り組みます。

### 2. 健康づくりの推進

#### ■「自分の健康は自分でつくる」という思想と行動目標の普及啓発

1次予防を重視する考え方にたって、「自分の健康は自分でつくる」という思想や「長岡京市

新保健計画」に掲げた市民の健康づくりの行動目標を、市民一人ひとりが理解し自主的・主体的に行動できるようにするため、プランの広報等を充実するとともに、健康教育、健康相談、健康審査など様々な機会を捉えて、その普及・啓発に努めます。

#### ■一人ひとりの健康づくりを支える環境づくりの推進

「自分の健康は自分がつくる」という自助の考え方を基本としながらも、自助努力だけによる健康づくり目標の達成は必ずしも容易ではないと考えられるため、地域で行われている健康づくり活動に関する情報の提供、同じような課題を抱えた人々の仲間づくりへの支援などを通じて、地域が一体となった健康づくりへの取り組み等について支援します。

#### ■予防施策の充実

疾病予防、疾病の早期発見・早期治療、寝たきりなどの重症化に対する予防等を推進するため、予防接種、健康診査やその後の教育、防疫対策等を充実するほか、地域を基盤として福祉施設や保健施設と地区医師会及び医療機関との連携を強化した地域医療体制の充実を図ります。

### 3. 相談機能、情報収集・提供機能の充実

#### ■複雑・多様化する相談ニーズに対応する総合相談窓口の設置

地域社会において「自助 - 互助 - 共助 - 公助」による生活支援システムを支える中核的な地域健康福祉センターとして「総合生活支援センター」を設置しました。

総合生活支援センターは、高齢者事業、障害者事業、地域福祉活動の実施とボランティアセンターを有し、生活課題に対する総合相談窓口として機能しています。

今後は、総合生活支援センターとしての機能の充実と地域福祉に関する関係機関との連携をより深めることによって、地域健康福祉を推進します。

また、これを基幹型として位置づけ、各中学校区単位での地域型の相談窓口の設置が（仮称）地域健康福祉プラットフォーム構想の具体化に向けての経過となります。

#### ■潜在的な相談ニーズの発掘

「相談したくても、何らかの事情により相談できない」、「深刻な生活課題が生じているのに、本人や家族等が気付いていない」など潜在化している相談ニーズを顕在化させる必要があります。そのため、地域住民からの連絡・通報体制、民生委員・児童委員、保健師など住民の立場に立って健康福祉を推進している人材への連絡・調整体制、専門的な相談・支援機関との連携及び支援プラン等の策定体制などの構築を図ります。また、こうした取り組みの拠点として（仮称）地域健康福祉プラットフォームの可能性についても追求します。

#### ■多様な媒体を組み合わせた情報の提供

福祉サービスが措置から契約へ移行したなかで、情報の提供は利用者の主体的な選択を保障するうえで重要な要因となります。そのため、情報を必要とする市民に対して確実に情報が届くように、IT手法を用いた情報の提供を推進するほか、ITリテラシー（情報を入手・活用する能力）の格差等にも配慮し、既存の媒体を用いた情報の提供を充実するなど、多様な媒体を戦略的に組み合わせながら、情報提供を進めていきます。

#### ■特定媒体（又は、特定機関）への情報の一元化の推進

媒体の多様化を図るとともに、健康福祉サービスを必要とする人にも、今はまだ必要としない人にも「健康福祉に関する情報が必要なら、ここを見れば（ここに行けば）わかる！」という媒体を共有化することで、現在及び将来にわたって必要な人に必要な情報が提供できる体制を整えるため、多くの人々が手軽にアクセスできる媒体への健康福祉に関する情報の一元化を図ります。

#### ■事業者からの積極的で正確な情報提供の促進

健康福祉サービスの利用者が事業者を選択する際に役立つ情報が、サービス提供事業者から、積極的かつ正確に提供されるよう、事業者に対して働きかけていきます。

### 4. 福祉・保健・医療の連携の強化

#### ■「自助 - 互助 - 共助 - 公助」支援システムのもとでの既存ネットワークの融合

本市では、福祉・保健・医療の連携による推進基盤として、高齢者支援に関して「長岡京市地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

障害者支援に関しては「障害者ネットワーク連絡調整チーム」があります。しかし、「自助 - 互助 - 共助 - 公助」による生活支援システムは、高齢者や障害者も含めすべての市民が抱える生活課題への支援であるため、総合生活支援センターを中心とした既存ネットワークの融合化について検討を進めます。

## C. 住民の生活支援の充実

### 1. ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進

#### ■交通環境における福祉のまちづくりの推進

「長岡京市交通バリアフリー基本構想」（平成 14（2002）年策定）に基づき、阪急長岡天神駅を中心とした重点整備地区の整備を検討していきます。また、当該構想を策定するにあたり結集した関係機関、庁内関係部署等とのネットワークを生かしながら、同構想で掲げられた基本的な方向性や基本方針等を継承し、重点整備地区以外の地域においても交通バリアフリー化の推進に努めます。

また、高齢者や障害者の移動や建築物の利用を円滑化させるため、関連設備を一体的に整備することを目的に、「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」と「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」を統合する「ハートフル法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の制定が予定されており、制定後は、この法律に合わせた整備の推進に努めます。

#### ■生活環境における福祉のまちづくりの推進

公共建築物、公園、道路等の生活空間においては、関係法令や「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、水平移動、上下移動の円滑化に向けた各種整備等を推進するとともに、トイレ、駐車場等の空間においては、だれもが安全・快適に利用できるよう各種整備を推進していきます。

特に安全で快適な歩行空間を確保するために、歩道の整備・改良、歩車分離、スロープ化等を行なうとともに、放置自転車、違法駐車（駐輪）、はみ出し看板等については、地域住民の協力を得ながらその解消に努めていきます。

#### ■コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人市民などコミュニケーション等において課題を抱えた市民の情報環境を改善するため、情報の提供・入手、コミュニケーション等が必要な場面においては、点字、手話、外国語表記等の活用に努めるとともに、場面に応じて、分かりやすい表現などにも努めていきます。

#### ■市民の“ちょっとしたサポート”による福祉のまちづくりの推進

施設、設備・機器類等の整備・改善を伴う福祉のまちづくりだけでなく、市民一人ひとりの“ちょっとしたサポート”、例えば、階段の昇り降りの補助、電車やバス等の社内での席の譲り合い、手話ができなくても筆記での簡単なコミュニケーションなどが日常生活の中で自然にできるよう、多様な人々が抱える生活課題を共有できる環境づくりに努めていきます。

## 2. 住環境の充実

### ■ユニバーサルデザインの居住空間づくりの推進

公営住宅等については、新規整備、既存住宅の改善のいずれにおいても、ユニバーサルデザインの視点から、高齢者、障害者をはじめだれもが生活しやすい居住空間づくりに努めていきます。

また、民間住宅については、住宅改造に関する相談・助言・指導、各種の融資制度の紹介、これらの利用促進等を図りながら、ユニバーサルデザインの居住空間づくりを支援していきます。

## 3. 生きがいつくり・社会参加の推進

### ■生涯学習・生涯スポーツの振興

生涯学習・生涯スポーツは、市民一人ひとりの生きがいつくり・健康づくりの場であるほか、まちづくりや地域社会のことについて考える場でもあるため、講座や教室等の事業を企画・展開するにあたっては、市民の参画を得ながら市民ニーズを踏まえながら個々人のライフステージや課題に応じたテーマ設定を行うとともに、地域的課題や現代的課題にも配慮していきます。

また、市民の学習したい分野、学習したいレベル等は多様化しつつあり、これらに対応するため、大学、高等学校、小・中学校、民間教育機関等との連携を図るとともに、教育委員会の「生涯学習ボランティアの登録制度」を活性化し、市民一人ひとりが経験や知識等を生かし、市民一人ひとりが経験や知識等を生かし“市民講師”として活躍できる機会の充実に努めていきます。

### ■ITリテラシー（情報入手・利活用する能力）の向上

健康や福祉に関する情報をはじめ様々な情報入手・提供したり、市民同士が交流したりするときに、IT（例えば、電子メール、インターネット、など）は大変便利な手段であると考えられますが、市民間でITリテラシー（情報入手・利活用する能力）にはかなりの格差があります。そこで、ITのわずらわしさだけでなく、おもしろさや便利さなども、市民一人ひとりの生活や仕事の中で感じてもらうことでITに対する興味や関心を高めていけるよう、IT講習会を推進するほか、講座等を実施していきます。

また、ITの推進にあたっては、ITに詳しい人材や古いパソコンの活用について検討していきます。

## 4. 就労に対する支援の充実

### ■働く場所の充実

障害者の一般企業への就労支援を図り、作業所、授産施設等の福祉的就労の場の充実を図るとともに、福祉サービス事業や公共施設等における雇用の確保に努めます。また、高齢者等の働く場であり、生きがいつくりの場でもあるシルバー人材センターの事業充実にも努めます。

また、一般雇用、福祉的就労に限らず一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り就業し、継続できるよう関係機関と連携し、就労の機会の充実に努めます。

#### ■コミュニティビジネス等の起業支援の推進

新たなビジネスチャンスとして、地域社会における課題である福祉、教育、環境、産業（地域特性を活かした産業）、伝統工芸、IT、まちづくりなどに注目して、大手資本が参入しにくいニッチ（すきま）ビジネスであること、地域密着という優位性が活かせること、勤務体系や賃金等の面で柔軟に対応することで価格等において大手資本と差別化が図れることなどの条件を考慮して、いわゆるコミュニティビジネスとしての企業化の可能性に高いものについて支援を行ない、あわせて就労機会の拡大を図ります。また、これらのコミュニティビジネスには、障害者、高齢者、女性など幅広い市民の参加を促進します。

### 5. 自立に向けた支援の充実

#### ■経済的な自立に向けた支援

生活課題を抱えている市民を対象とした年金や手当、助成金等の既存の経済的な支援策については、自助 - 互助 - 共助 - 公助による生活支援という方向性の中で、行財政問題などを踏まえながら、その在り方について検討するとともに、必要に応じて支援策の充実に向けて、国及び京都府に対して要望していきます。

#### ■施設生活から地域生活への支援の充実

福祉施設、医療施設等に入所（入院）していた市民が地域生活に移行するにあたって、住環境、近所付き合い、健康管理、生きがいつくりなど、生活の様々な場面に関わる支援機関等が連携を図り、ボランティア、NPO等の協力を得ながら、円滑に移行できる体制づくりに努めていきます。

#### ■グループホームの充実

高齢者や障害のある人が自分らしい生活を送れるよう、グループホームやケアホームの整備やそこでの生活支援の在り方等について検討しながら充実を図っていきます。

### 6. サービス提供者と利用者における対等な関係の構築

#### ■「第三者委員」設置に向けた働きかけ

公正・中立な立場にあってサービス利用者からの苦情の解決を図る機関として、各事業者に対して第三者委員の設置を働きかけます。

また、既に第三者委員を設置している事業所においては、公正・中立な立場をより強固なものにするため、事業所を超えた第三者委員どうしの横の連携を強化し、情報交換などを進めるとともに、第三者委員に寄せられた苦情やその解決方法等に関する情報を積極的に公開するよう、働きかけていきます。

#### ■福祉サービス全般の苦情相談窓口の設置

行政における苦情相談窓口の充実策として、介護保険制度に関して設置している介護保険相談窓口について、健康福祉サービス全般についての苦情相談窓口として拡充した場合の可能性や問題点などを検討した上で、設置します。

#### ■「第三者評価制度」の導入

事業者と利用者のより一層の対等な関係を発展させるため、事業者による情報の公開をより進めるとともに、事業者が提供するサービスを民間の第三者機関が公正・中立な立場で評価し、その評価結果を住民に公開する「第三者評価制度」の導入に向けて、評価機関、情報提供のあり方などについて調査研究を行なうとともに、導入に向けて働きかけます。

#### ■利用者と事業者の協働による取り組みの推進

苦情や評価といった、利用者と事業者が対局にたった対等性から、事業者と利用者がともにサービスの内容や事業運営について検討していくような協働の対等性の実現について、事業者に働きかけます。

#### ■苦情相談体制のPR

サービス提供者と利用者の対等性を構築するためには、事業者が設置する「第三者委員」、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、京都府社協の「運営適正化委員会」などの苦情相談体制を整備するだけでなく、これらの苦情相談体制があることをサービス利用者が認知していなければ十分とは言えません。そこで、サービス利用の契約締結にあたっては、サービス利用者に苦情相談体制の全体像が十分に把握できるよう説明することを事業者に働きかけます。また、サービス利用者以外の人にも、福祉サービスにおける利用者と提供者の対等性の意識を定着させるため、様々な機会を捉えてPRを図ります。

### 7. 住民の権利擁護の充実

#### ■地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業を必要としている人へのPRの強化に向けて、長岡京市社会福祉協議



会の活動を支援します。

また、当該事業の対象（社協）事業にとらわれず、積極的に相談に乗り、必要な場合に事業を取り入れるという方向で活動を行ないます。

#### ■成年後見制度の利用促進

長岡京市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業と連携を図りながら、認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人など判断能力の不十分な人には、成年後見制度の利用を促進します。

身寄りがないなどの理由で申立てをする人がいない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行なうなど支援します。

#### ■虐待防止に向けた取り組みの推進

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）に加え、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が成立し、児童・高齢者の人権を守る制度が確立されました。

児童・高齢者虐待については、地域住民への啓発活動等を行なうとともに、それぞれの関係機関や団体が相互に連携を図り、状況把握、情報交換に努め、早期発見、早期対応を目指します。

## D. 地域健康福祉の推進基盤の充実

### 1. センターの施設の整備

#### ■中核的な地域健康福祉センターのあり方等

各地域社会において「自助 - 互助 - 共助 - 公助」による地域生活支援システムを構築するにあたって、全市的な対応が求められる課題への対応機能、また、地域福祉に関する総合的な相談窓口機能を有する総合生活支援センターが開設されました。今後は、各機能の充実、拡充について検討していきます。

#### ■総合相談窓口の充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや実態把握に基づく相談支援を行うため、「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する相談事業の強化を図ります。

また、障害者に対する相談機能として、地域生活支援センター「キャンパス」やピアカウンセラーによる相談体制を充実するとともに、子育てに関わる親の相談等の場として、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業を通じて充実を図ります。

### 2. 推進体制の強化

#### ■行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立

本市においては、ボランティア、NPO等による地域健康福祉分野の活動も活発であり、今後もこうした取り組みの主体性等を尊重しながら、必要に応じて、行政による支援可能な部分について民間活動に行政が参画するかたちで地域健康福祉を推進します。一方、市全体としての地域健康福祉の方向性や公助に関わる部分については、行政において住民の主体的・積極的な参画を得ながら推進するなど、住民参加と行政参加を組み合わせながら、地域健康福祉を推進します。

#### ■社会福祉協議会との新しいパートナーシップの構築

市町村社協は、平成12(2002)年6月に施行された社会福祉法において、地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。本市においても、市社協は地域健康福祉活動を推進する中核的な機関であり、引き続き連携を図りながら地域健康福祉活動を推進していくとともに、行政とは別の独自の機関としての位置づけも明確にして、対等な立場で本市の地域健康福祉の推進に向けた役割分担を図っていきます。

## 第5章 施策の取り組み目標

ここでは、前章で取り上げた各施策について、本計画期間（中期5年、後期5年）における取り組み目標を、検討、実施、充実、推進の4項目で整理しました。

（注1）期間について

中期：平成18～22年度

後期：平成23～27年度

（注2）取り組みの表現について

検討：概ね当期間内に、施策（又は事業）の実施について検討する。

実施：概ね当期間内に、施策（又は事業）を実施する。

充実：概ね当期間内に、施策（又は事業）の充実を図る。

推進：概ね当期間では、施策（又は事業）を継続実施する。

A. 「ながおかきょう“あい（愛）”コミュニティ」の形成		
1. 住民における福祉的課題の共有と「福祉の風土」の形成	中期5年	後期5年
■地域（まち）を知る機会の充実	充実	→
■福祉教育等の充実	実施	→ 推進
■学校における障害児教育の推進	充実	→
■地域社会等とのパイプ役となる教職員の育成	検討	→ 実施
2. 当事者グループ等の育成	中期5年	後期5年
■同じ生活課題を抱える人どうしのマッチング	推進	→
■当事者グループ活動の活性化支援	充実	→
3. ボランティア活動等の推進	中期5年	後期5年
■ボランティアコーディネート機能の強化	検討	→ 実施
■ボランティア講座等の充実	充実	→
■地域健康福祉コーディネート機能の推進	実施	→ 推進
4. 地域生活支援システムづくりの推進	中期5年	後期5年
■「自助－互助－共助－公助」支援システムの構築	実施	→ 推進
■災害時の支援体制の充実	充実	→
■緊急時の支援体制の推進	実施	→ 推進
■小地域ネットワーク活動への支援の充実	充実	→

B. 福祉・保健・医療のネットワークづくり		
1. 福祉サービス等支援事業の充実	中期5年	後期5年
■子育て支援の充実	充実	→
■在宅福祉サービスの充実	充実	→
■施設福祉サービスの充実	充実	→

<b>2. 健康づくりの推進</b>	中期5年	後期5年
■「自分の健康は自分でつくる」という思想と行動目標の普及啓発	推進	→
■一人ひとりの健康づくりを支える環境づくりの推進	推進	→
■予防施策の充実	充実	→
<b>3. 相談機能、情報収集・提供機能の充実</b>	中期5年	後期5年
■複雑・多様化する相談ニーズに対応する総合相談窓口の設置	実施	→ 推進
■潜在的な相談ニーズの発掘	実施	→ 推進
■多様な媒体を組み合わせた情報の提供	充実	→
■特定媒体（又は、特定機関）への情報の一元化の推進	実施	→ 推進
■事業者からの積極的で正確な情報提供の促進	推進	→
<b>4. 福祉・保健・医療の連携の強化</b>	中期5年	後期5年
■「自助・互助・共助・公助」支援システムのもとでの既存ネットワークの融合	検討	→ 実施

<b>C. 住民の生活支援の充実</b>		
<b>1. ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進</b>	中期5年	後期5年
■交通環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→
■生活環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→
■コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→
■市民の“ちょっとしたサポート”による福祉のまちづくりの推進	充実	→
<b>2. 住環境の充実</b>	中期5年	後期5年
■ユニバーサルデザインの居住空間づくりの推進	充実	→
<b>3. 生きがいづくり・社会参加の推進</b>	中期5年	後期5年
■生涯学習・生涯スポーツの振興	充実	→
■ITリテラシー（情報を入手したり利活用したりする能力）の向上	充実	→
<b>4. 就労に対する支援の充実</b>	中期5年	後期5年
■働く場所の充実	充実	→
■コミュニティビジネス等の起業支援の推進	実施	→ 推進
<b>5. 自立に向けた支援の充実</b>	中期5年	後期5年
■経済的な自立に向けた支援	充実	→
■施設生活から地域生活への支援の充実	充実	→
■グループホームの充実	充実	→
<b>6. サービス提供者と利用者における対等な関係の構築</b>	中期5年	後期5年
■「第三者委員」設置に向けた働きかけ	充実	→
■福祉サービス全般の苦情相談窓口の設置	実施	→ 推進
■「第三者評価制度」の導入	実施	→ 推進
■利用者と事業者の協働による取り組みの推進	実施	→ 推進
■苦情相談体制のPR	充実	→

7. 住民の権利擁護の充実	中期5年	後期5年
■地域福祉権利擁護事業の充実	充実	→
■成年後見制度の利用促進	推進	→
■虐待防止に向けての取り組みの推進	充実	→

D. 地域健康福祉の推進基盤の充実		
1. センターの施設の整備	中期5年	後期5年
■中核的な地域健康福祉センターのあり方等	実施	→ 推進
■総合相談窓口の充実	実施	→ 推進
2. 推進体制の強化	中期5年	後期5年
■行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立	充実	→
■社会福祉協議会との新しいパートナーシップの構築	充実	→

